入札公告の取消

令和６年３月１日

国立大学法人東北大学理事　植木　俊哉

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04

令和６年１月11日付（号外政府調達第５号・113ページ）掲載の入札公告第110号「Ｅ　液化ヘリウム（純度99.995％以上）(100Ｌ／本)　一式」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該契約に係る令和６年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和６年３月１日

支出負担行為担当官

大阪航空局長　村田　　有

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

○阪空契第 2130 号（№2130）

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　神戸航空交通管制部空気調和設備工事（電子入札及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所　神戸航空交通管制部（兵庫県神戸市）

⑷　工事内容　本工事は、以下空気調和設備等の更新を行うものである。

建物概要　神戸航空交通管制部庁舎　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上５階　地下１階

空調対象延床面積6,660㎡

①　中央熱源方式空気調和設備

・空冷式冷房専用チラー　１組（冷却能力998kW／組）

・空冷式冷暖兼用チラー　２組（冷却能力449kW／組、加熱能力220kW／組）

・ユニット形空気調和機　14台

・その他付帯設備　１式

②　空冷式パッケージ形空気調和設備

・空冷式パッケージ形空気調和機　11系統

・空調動力盤　10面

③　換気設備　１式

※上記に係る撤去、仮設、基礎、機器搬入据付、配管、ダクト設備、動力設備、自動制御設備、遠隔監視制御設備、監視設備、保温、塗装、総合運転調整の各工事。

※撤去品については、受注者処分とする。

⑸　工期　契約締結日の翌平日から令和８年３月13日まで。

⑹　本工事は、入札及び契約等を電子調達システムで行う対象工事である。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の対象工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

ただし、入札時総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑼　本工事は、総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する通知を行う工事である。

⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

⑿　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事（発注者指定方式）である（詳細は、現場説明書による。）。

⒀　本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認めない工事である。

⒁　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は単体有資格者（以下「単体」という。）であること。なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶１）開札時までに大阪航空局の令和５・６年度一般（指名）競争参加資格者のうち「管工事業」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

２）特定ＪＶの構成員全て及び単体においては、大阪航空局の令和５・６年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が管工事業において1,100点以上であること。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付空経第386号）」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　平成20年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、下記の要件を満たす工事の施工実績（民間実績及び海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績も可とする。）を有する者であること（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。）。なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

【施工実績】

１）設備内容：冷熱源機器を有するユニット型空調機を用いた空気調和設備

２）規模：空調対象延床面積5,000㎡以上

３）監視方式：中央監視方式

４）空調制御方式：電気式、電子式又は、デジタル式

上記１）～４）の条件を同一工事で満たすこと。ただし、新設、更新、増設は問わない。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。なお、特定ＪＶの場合は全構成員が必ず１名以上配置しなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

１）１級管工事施工管理技士、２級管工事施工管理技士もしくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。

２）⑺に掲げる工事の経験を有する者であること。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、これを証することができる資料を提示すること。